

## 一般質問通告書（総括・分割）

質問者氏名	杉谷 伸夫	所属会派名	会派に所属しない議員
表題	質問事項（質問の要旨）		
<p>1. 「ゆめパレアむこうの今後」の検討の場に利用者・市民の参加を</p>	<p>ゆめパレアむこうの今後について、市民・事業者・行政の知恵を集め、ゆめパレアの継続のための有効な方策のためになすべきことについて伺う。</p> <p>(1) 健康増進センターの運営再開は、いつ頃を目標にしているのか？利用者など関係者の見通しがたつよう、想定するスケジュールを示して頂きたい。</p> <p>(2) 温水プールは、多くの市民に有効利用いただける方策の検討を進めるべきだ。</p> <p>①公共の市民プールならではの役割についてどう考えるか？</p> <p>②ゆめパレアむこうの今後の検討の場には、最大の当事者である利用者の参加が必要ではないか？</p> <p>③4月以降に予定されている市民アンケートは、財政的に厳しいなら閉鎖もやむを得ないという方向に誘導するアンケートになってはならない。市民アンケートの目的・内容・時期について伺う。</p>		
<p>2. J R向日町駅自由通路事業と東口再開発事業について</p>	<p>J R向日町駅の橋上駅舎・自由通路事業はJ Rとの工事協定が結ばれ、東口の市街地再開発事業は京都府の認可がされた。J R向日町駅の東口開設事業がいよいよ本格的にスタートするにあたり、事業の進め方と費用負担等について疑問があるため、説明を求める。</p> <p>(1) 橋上駅舎・自由通路に関するJ R西日本との工事協定について</p> <p>①駅舎・自由通路の基本図を、向日市はもっていないのか？持っているけれど公表できないのか？いつ公表できるのか？</p> <p>②J Rとの工事協定において、工事施工に起因して生じた損害の負担を向日市が負う場合とは、具体的にどのような場合か？</p> <p>(2) J R向日町駅東口市街地再開発事業について 本事業の公益性と公費投入の正当性について、改めて説明が必要ではないか？</p>		

<p>3. 地球温暖化対策の目標達成へ、向日市行政に求められることは？</p>	<p>地球温暖化対策は、従来の施策の延長線上では不可能な目標の達成が求められている。2030年までに脱炭素社会への転換をめざす、本市の意欲的な姿勢と具体的な施策が必要だ。現在策定中の向日市第三次環境基本計画案では、地球温暖化対策を正面に掲げているが、目標達成のために何をなすべきか。</p> <p>(1) 市長は、気候非常事態宣言をいつ、どのようにおこなう考えか？</p> <p>(2) 向日市行政の脱炭素の取り組みについて</p> <p>①まず行政の姿勢を示すことが必要だ。電力の調達に係る環境配慮方針に基づく電力の購入をおこなうことについて考えをうかがう。</p> <p>②向日市行政自身の温室効果ガス削減の現状と目標、計画策定のスケジュールは？</p> <p>(3) 市民の取組みに思い切った支援策を求める 市民に「削減」をお願いするだけでなく、そのための補助事業に予算投入して頂きたい。現在進行中の環境基本計画策定の過程で、市民の取組みに対する思い切った支援策を実施すべきではないか？</p> <p>(4) 計画の進捗をチェックする市民参加の常設の機関設置を求める</p>
<p>4. 個人情報保護条例の改正に、向日市はどう向き合うか？</p>	<p>国の法改正により、自治体の個人情報保護条例の大規模な改正が求められているが、改正法に無批判に従えば、市民の個人情報を保護すべき自治体の役割を果たせないと考える。</p> <p>(1) 個人情報の取り扱いについて</p> <p>①改正個人情報保護法のルールでは、自治体の個人情報保護条例における個人情報の収集、利用・提供、要配慮個人情報の収集の制限、外部機関とのオンライン結合制限といった保護措置が大幅に解除されており重大な懸念がある。本市の考えは？</p> <p>②国の個人情報保護委員会は、自治体が条例で改正法にない独自の規制ルールを規定することに否定的だが、自治体が自己規律のルールを定めることにまで国が規制をかけるのは、地方自治のあり方に反するものではないか？</p> <p>(2) 市民の個人情報の取り扱いについての大きな変更になる。市職員だけでなく、広く市民に公開して進めて頂きたい。個人情報保護審議会に諮問するなど、第三者に入って検討して頂けないか。</p>